

西部地域各市町日常生活用具一覧表(聴覚・言語機能障がい)

番号	用具名	市・町	該当	対 象 者	耐用年数	基準単価
1	聴覚障害者用屋内 信号装置	浜 田 市	○	聴覚障害者2級の者で障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するもの	10年	87,400円
		益 田 市	○	2級以上の聴覚障がい者(児)(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	10年	87,400円
		大 田 市	○	聴覚障害2級以上の身体障害者であって、原則として在宅のもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる場合に限る)	10年	87,400円
		江 津 市	○	聴覚障害2級の身体障がい者。(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)原則として在宅かつ18歳以上のもの。	10年	87,400円
		川 本 町	○	聴覚2級 単身世帯またはそれに準ずる世帯に属する18歳以上の者	10年	87,400円
		美 郷 町	○	聴覚障害2級以上(聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯) 18歳以上	10年	87,400円
		邑 南 町	○	聴覚障害2級の障害者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	10年	87,400円
		津和野町	○	聴覚障害2級以上の者(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯)	5年	87,400円
		吉 賀 町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(聴覚障がいに係るものに限る。)の程度が2級以上であって、18歳以上のもの(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属するものに限る。)	10年	87,400円
2	携帯用会話補助装置	浜 田 市	○	音声機能障害者で、発生・発語に著しい障害を有する者(学齢児以上)	5年	98,800円
		益 田 市	○	言語機能の障がい有する者であって、発語に著しい障がい有するもの(原則として学齢児以上)	5年	98,800円
		大 田 市	○	言語機能障害児・者であって、発語に著しい障害を有するもので原則として在宅かつ学齢児以上のもの	5年	98,800円
		江 津 市	○	言語機能障がい児・者であって、発語に著しい障害を有する身体障がい児・者。原則として在宅かつ学齢児以上のもの。	5年	98,800円
		川 本 町	○	発語に著しい障がい有する者 学齢児以上	5年	98,800円
		美 郷 町	○	言語機能障害者であって、発語に著しい障害を有する者 学齢児以上	5年	98,800円
		邑 南 町	○	言語機能障害で発語に著しい障害を有する児童・者(原則として学齢児以上に限る。)	5年	98,800円
		津和野町	○	言語機能障害者であって、発語に著しい障害を有する者	5年	98,800円
		吉 賀 町	○	身体障害者手帳に言語障がいに関する記載のあるものであって、発語に著しい障害を有するもので、原則として学齢児以上のもの	5年	98,800円
3	聴覚障害者用通信装置	浜 田 市	○	【FAX】聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(学齢児以上)	5年	71,000円
		益 田 市	○	聴覚障がい者(児)又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として当該装置が必要と認められるもの(原則として学齢児以上)	5年	71,000円
		大 田 市	○	聴覚障害児・者であり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるものであって、原則として在宅かつ学齢児以上のもの	5年	71,000円
		江 津 市	○	聴覚障がい児・者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの。原則として在宅かつ学齢児以上のもの。	5年	71,000円
		川 本 町	○	聴覚に著しい障がい有する者 コミュニケーション・緊急連絡等に必要な者 学齢児以上	5年	71,000円
		美 郷 町	○	聴覚障害者であって、コミュニケーション、又は緊急連絡等の手段として必要と認められる者 学齢児以上	5年	71,000円
		邑 南 町	○	聴覚障害児・者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの(原則として学齢児以上に限る。)	5年	71,000円
		津和野町	○	聴覚障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	5年	71,000円
		吉 賀 町	×			
4	聴覚障害者用情報受信装置	浜 田 市	○	【文字放送】聴覚障害者のうち必要と認められるもの	6年	88,900円
		益 田 市	○	聴覚障がい者(児)で、当該装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年	88,900円
		大 田 市	○	在宅の聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年	88,900円
		江 津 市	○	聴覚障がい児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの。原則として在宅のもの。	6年	88,900円
		川 本 町	○	本装置によりテレビの視聴が可能な者 3級以上	6年	88,900円
		美 郷 町	○	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6年	88,900円
		邑 南 町	○	聴覚障害児・者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年	88,900円
		津和野町	○	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能となる者	6年	88,900円
		吉 賀 町	○	身体障害者手帳に聴覚障がいに関する記載のあるものであって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもので、原則として学齢児以上のもの	6年	88,900円
5	人工内耳用体外装置	浜 田 市	○	【買い替えのみ対象】聴覚障害により人工内耳埋込手術を受けている者で医療保険の適用となる体外装置を装用後5年を経過しているもの	5年	200,000円
		益 田 市	○	聴覚障がい者(児)であって、現に人工内耳を装着し、かつ、医療保険給付の対象となる体外装置を装着しているもの(「人工内耳体外装置装着者」という。)であって、当該体外装置の装着から5年を経過した者	5年	200,000円

西部地域各市町日常生活用具一覧表(聴覚・言語機能障がい)

番号	用具名	市・町	該当	対 象 者	耐用年数	基準単価
		大 田 市	○	聴覚障害児・者であって、現に人工内耳を装着しているもの	5年	300,000円
		江 津 市	○	聴覚がい者であって、現に人工内耳を装用し5年間を経過しているもの。	5年	200,000円
		川 本 町	×			
		美 郷 町	×			
		邑 南 町	×			
		津和野町	×			
		吉 賀 町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(聴覚障がいに係るものに限る。)のもので、現に人工内耳を装着しているもの	3年	300,000円
6	人工内耳用電池	浜 田 市	○	【空気亜鉛電池】人工内耳用体外装置を装用後1年を経過している者 直近の給付を受けた日から1年を経過している者(人工内耳充電式電池及び人工内耳充電器とは、重複して給付しないものとする。)	—	20,000円
		益 田 市	○	【空気亜鉛式電池】人工内耳体外装置装着者であって、当該体外装置の装着から1年を経過した者(充電式電池との併給はできないものとする。)	1年	20,000円
		大 田 市	○	聴覚障害児・者であって、現に人工内耳を装着しているもの	月額	2,500円
		江 津 市	○	【空気亜鉛電池】人工内耳体外器装用後1年を経過しているもの。	1年	20,000円
		川 本 町	×			
		美 郷 町	×			
		邑 南 町	×			
		津和野町	×			
		吉 賀 町	×			
7	人工内耳充電式電池	浜 田 市	○	人工内耳用体外装置を装用後1年を経過している者 直近の給付を受けた日から1年を経過している者(人工内耳空気亜鉛電池とは、重複して給付しないものとする。)	—	10,000円
		益 田 市	○	人工内耳体外装置装着者であって、当該体外装置の装着から1年を経過した者(空気亜鉛式電池との併給はできないものとする。)	1年	10,000円
		大 田 市	×			
		江 津 市	○	人工内耳体外器装用後1年を経過しているもの。	1年	10,000円
		川 本 町	×			
		美 郷 町	×			
		邑 南 町	×			
		津和野町	×			
		吉 賀 町	×			
8	人工内耳充電器	浜 田 市	○	人工内耳用体外装置を装用後3年を経過している者 直近の給付を受けた日から3年を経過している者(人工内耳空気亜鉛電池とは、重複して給付しないものとする。)	3年	25,000円
		益 田 市	○	人工内耳体外装置装着者であって、当該体外装置の装着から3年を経過した者	3年	25,000円
		大 田 市	×			
		江 津 市	○	人工内耳体外器装用後3年を経過しているもの。	3年	25,000円
		川 本 町	×			
		美 郷 町	×			
		邑 南 町	×			
		津和野町	×			
		吉 賀 町	×			
9	人工内耳用イヤーマールド	浜 田 市	○	人工内耳を装用している者でイヤーマールドの使用が必要と認められる者	—	9,432円
		益 田 市	×			
		大 田 市	×			
		江 津 市	○	人工内耳を装用している者でイヤーマールドの使用が必要と認められるもの	—	9,432円

西部地域各市町日常生活用具一覧表(聴覚・言語機能障がい)

番号	用具名	市・町	該当	対 象 者	耐用年数	基準単価
		川 本 町	×			
		美 郷 町	×			
		邑 南 町	×			
		津和野町	×			
		吉 賀 町	×			
10	ファックス (貸与)	浜 田 市	×			
		益 田 市	○	聴覚機能障害3級以上で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として当該装置が必要と認められるもの(電話(難視聴用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	—	7,700円
		大 田 市	×			
		江 津 市	○	聴覚障害3級以上の身体障がい者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)原則として在宅かつ18歳以上のもの。	—	7,700円
		川 本 町	×			
		美 郷 町	×			
		邑 南 町	○	聴覚障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	—	7,700円
		津和野町	○	聴覚障害3級以上であって、コミュニケーション手段として必要性が認められる者	—	—
		吉 賀 町	○	身体障害者手帳に記載された身体上の障がい(聴覚障がいに係るものに限る。)の程度が3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる18歳以上のもの(電話(難聴者用電話を含む。))によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属するものに限る。)	—	—